

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

軽度者への要支援・要介護度に応じた支援が論点 ～第60回 社会保障審議会 介護保険部会～

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告致します。

厚生労働省は7月20日、社会保障審議会の「介護保険部会」を開催し、(1) 軽度者への支援のあり方、(2) 福祉用具・住宅改修—などの論点を提示して議論しました。

(1)に関し、厚労省は政府の「経済財政運営と改革の基本方針2015」(2015年6月30日閣議決定)では、公的保険給付の範囲や内容を適正化し、保険料負担の上昇を抑制するため、次期介護保険制度改革に向けて軽度者に対する生活援助サービスなどの給付見直し・地域支援事業への移行を含めた検討を求めていると説明しました。

また、「訪問介護での生活援助」に関し、要介護度が高くなるにしたがって身体介護中心のサービス提供の比率が大きくなり、生活援助のサービス提供内容としては、掃除や一般的な調理・配膳の提供割合が大きいと説明。介護人材不足が喫緊の課題となる中、人材の専門性などに応じた業務の類型化・機能分化が必要と課題を指摘しました。

他方、「その他の給付(訪問介護での生活援助以外の介護給付・予防給付)」に関し、2014年の介護保険法改正で要支援者の生活支援サービスが見直されたが、介護給付については引き続き給付によることとされています。今回、厚労省は「その他の給付」は重度化防止や自立支援の観点から、保険給付の効率化・重点化を検討する必要があると課題を述べました。

これらを踏まえ、厚労省は「軽度者への支援のあり方」に関する論点を、主に次のように示しています。

- 要支援者と要介護者では給付を別にするなど支援のあり方に違いを設けているが、この他に要支援・要介護度に応じて支援のあり方に違いを設けることについて、どのように考えるか
- 訪問介護での生活援助に対する給付について、「給付の見直しや地域支援事業への移行、負担のあり方」を含め検討を行うとされていることを、どのように考えるか
- 訪問介護での生活援助以外の介護給付・予防給付について、「給付の見直しや地域支援事業への移行、負担のあり方」を含め検討するとされていることを前回改正時の議論も踏まえながら、どのように考えるか

また、(2) 福祉用具・住宅改修に関し、厚労省は、福祉用具は利用者が可能な限り居宅で自立した日常生活を営むため、生活機能の維持・改善や状態の悪化防止、介護者の負担軽減を図る役割を担っていると説明。利用者負担は他のサービスと同様、1割負担（一定所得以上の人は2割負担）。今回、厚労省は、福祉用具貸与・販売の価格は事業者が運営規程で定めているが裁量のため、同一製品でも平均的価格と比べて非常に高価な価格請求が行われるケースが存在すると課題を指摘しました。

そこで、厚労省は共通論点として、「地域ケア会議の活用を含めて、利用者が適切なアセスメントとケアプランに基づき福祉用具や住宅改修を利用できるための方法」、「利用者の自立支援・悪化防止、介護者の負担軽減などの役割を考慮した利用者負担のあり方」を提示しています。

さらに、「福祉用具貸与・特定福祉用具販売」の論点として、極端な価格差が生じることなく、適切な価格の福祉用具を利用者が選択できる仕組みや、種目特性や利用実態等を踏まえた対象種目の検討を提示しました。

他方、住宅改修は市町村が被保険者等に対して、支給限度基準額の20万円を上限に、居宅介護住宅改修費を支給しています。しかし、住宅改修の工事価格設定が改修事業者の裁量によるため、6割の保険者（市町村）が「事業者により技術・施工水準のバラつきが大きい」と指摘しています。

そこで、厚労省は「住宅改修」の論点として、住宅改修の工事価格など取引実態を把握するための仕組みや、工事価格や施工水準のバラつきを抑えて利用者が適切な改修を受けるための仕組みを挙げています。

当日の配布資料などについては、厚生労働省のHPにアップされています。
あわせてご覧ください。

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000130774.html>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター311号室
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-361